

## 弁護団レポート

避難者訴訟第1陣 控訴審第1回期日が開かれました。

弁護士 鳥飼 康二

2018（平成30）年12月3日、仙台高等裁判所において、避難者訴訟第1陣の第1回控訴審が開催されました。

法廷は大成功でした！

以下その様子をご連絡します。

### 1、法廷を満杯に

まず、裁判所近くの三角公園で決起集会をした後、裁判所入り口までデモ行進をしました。集会には、第1陣の原告団の皆さまだけでなく、第2陣第3陣の原告団の皆さま、いわき市民訴訟の原告団の皆さま、他の裁判所で志を同じく戦っている皆さまほか、たくさんの支援の方々にお集まりいただきました。

控訴審は、裁判所1階の大きな法廷で行われ、その広さはいわき支部の法廷より大きいです。原告席は30名分、傍聴席も79名分あります。しかし、これらの席が、原告席はもちろん傍聴席も埋め尽くされました！そのおかげもあり、大変熱気ある法廷となりました。残念ながら傍聴席に入れなかった方々は、近くの仙台弁護士会館の会議室にて、裁判の内容について弁護団から説明いたしました。

### 2、法廷の内容

（1）法廷では、最初に、双方の控訴状と控訴理由書の陳述手続きがされました。

福島地裁いわき支部の判決（原判決）に対しては、我々原告側だけでなく、被告東京電力側も不服を申し立てています。

原判決は、慰謝料について中間指針を超える150万円あるいは70万円の加算を認めました。これについて、我々原告側と被告東京電力側の評価は正反対なのです。つまり、我々原告側は、150万円あるいは70万円の加算は被害実態を全く反映していない（低すぎる）と評価していますが、被告東京電力側は、加算するなんてとんでもない（中間指針で十分）、という評価なのです。

これらの言い分は主に控訴理由書において双方が展開しているので、それを

陳述した、という形式的手続きを行ったわけです。

(2) 続いて、原告本人の意見陳述が行われました。

まず、原告団長の早川さんは、楡葉町民に一方向的に通告された避難指示解除の経緯を述べ、解除後も多くの住民は戻っていないこと、戻る戻らないで迷っている住民が多くいること、福島県民の自殺者数は東北地方で際立って高いことなど、解除後も被害が続いている現状を語りました。そして、いわき支部の裁判官は、現地を訪れて悲惨な状況を自ら視察しているにもかかわらず、低額の賠償しか認めなかったことについて、早川さんは、「極めて心ない判決」と悔しさをにじませました。

皆さんもご存じのとおり、早川さんは、原発事故前から、東京電力および政府に対し福島原発の危険性を一貫して訴えて来られた方です。早川さんは、それが無視され、結果、事故を招いたことについても触れ、控訴審の裁判官に対し「正義が通ること」を力強く要求しました。

次に、原告団事務局次長の小川さんの陳述です。

小川さんは、避難生活中にご自身やご親族の健康状態が悪化して辛い思いをされたこと、養蜂業や農家レストランといった双葉町の自然を活かした生業が奪われてしまったこと、仮設住宅の自治会長を務める中でたくさんの孤独死を見てきたことなど、過酷な避難生活の実情や故郷喪失の実情を語りました。

そして、最近、いわき市内で食堂を開業し、心細いながらも奮闘している現状を語りましたが、心中複雑であること。その複雑な心境は、「生きていくためには、歯を食いしばって何とか営業を続けていかなければなりません。そして、いつの日か双葉町でもやりたいです。」との言葉で語られました。

(3) 弁護団からは、3名が意見陳述しました。

まず高橋力弁護士は、責任論について、陳述しました。責任論における原判決の誤り＝①被告東京電力の責任を、慰謝料の考慮要素に限定して位置づけたこと②結果として慰謝料の考慮要素としてすら認めなかったこと（故意・重過失は無いと判断したこと）、を痛烈に批判しました。

原判決は責任論について、結論ありきの内容で、都合の良い解釈が多用されており、高橋力弁護士は「極めて手が抜かれ、緻密さと説得力を欠いた判断と言わざるを得ません」と厳しく批判しました。

最後に、米倉弁護士と私・鳥飼から、損害論について、陳述しました。

まずは、パワーポイントのスライドを上映しながら、地域コミュニティーの中での生活、自宅での生活、自然の中での生活、伝統文化などの故郷が失われたことによる損害の実態を説明しました。

そして、原判決がその故郷喪失損害を正面から受け止めなかったこと（侵害された権利を検討しなかったこと、避難慰謝料と区別しなかったこと、中間指針に追従したこと、慰謝料額が低額であることなど）を批判しました。

さらに、原判決が「共通部分」なる損害を観念して、その部分のみ損害賠償を認めるという曲解をしたことを批判し、控訴審においては全ての損害を救済するよう求めました。

### 3、進行協議

法廷での手続きが終了した後、別室に移って、次回に向けた進行協議期日が行われました。ここは、原告団の事務局と弁護団のみの参加です。

進行協議期日では、今後の進行予定について大まかな意見交換がなされました。

我々原告側は、立証計画として、専門家証人、現地検証、本人尋問を申請する予定と告げたところ、被告東京電力からは、消極意見が出されました。

ただし、現地検証については、被告東京電力も一部前向きな姿勢をみせました。その理由は、被告東京電力としては、避難指示が解除された地域を裁判官へ見せることで、「地域は復興している」「故郷は回復している」とアピールしたいのです。

一方、我々原告側としては、避難指示が解除されても、依然として地域や故郷は荒廃したままであることを立証することになります。このように、現地検証について、双方の見方が180度対立していることから、控訴審における大きな争点になると考えられます。

### 4、報告集会

進行協議期日が終わった後、弁護士会館に移って、報告集会が行われました。

報告集会では、まず、支援の方々や原告団からご挨拶をいただきました。

そののち、弁護団の米倉幹事長から、法廷でのやり取りと今後の進行予定について説明がされました。

最後に、早川団長をはじめ、原告団からお礼と次回の参加のお願いの訴えがあり、1日の全日程を終えました。

5, 期日を終えて

(1) 第1回期日を成功裡に終えることができたと考える理由は次のとおりです。

- ① 原告の皆さんと支援者の皆さんとが法廷を満杯として、緊張感ある法廷にしたことで、原判決の内容では到底納得出来ないという私たちの思いが高裁の裁判所に伝わったこと。
- ② 高裁の裁判官はそれを受けて、原告本人尋問に対しても検証に対しても、これを否定的にとらえた発言をせず、むしろ、「判決を書く裁判官がきちんと迅速に審理をする」と、裁判全体に前向きな姿勢を示したこと。
- ③ マスメディアが大きく報道したこと。
- ④ 法廷も、報告集会も、大きな法廷と弁護士会館の会議室がいっぱいに埋め尽くされ、いよいよ1陣控訴審のたたかいが始まったと、関係者一同が認識を新たに団結する機会となったこと。

(2) この高裁でのステージを次回以降も今回のようにがんばり抜くことができれば、必ずや道は開けると確信しています。

(3) 次回の控訴審の期日は、来年の2月18日(月)午後2時です。  
今回は、双方が、お互いの控訴理由書に対する反論書面を提出することになっています。つまり、私たちは、東電の控訴理由に対して、「ふざけるな! そんなことが通るか!」という内容を展開することになります。

また、立証計画についても、より具体化した内容を議論することになります。

(4) 次回以降も、今回と同じくらい、多くの皆さまにご参加いただき、熱気あふれる法廷を作り上げることが出来ますように、弁護団一同お願いいたします。

なお、今回、いわき市からは大型バスで皆さんの参加をしていただきました。こうした手配は次回も行いたいので、ぜひそれらも活用して参加をご検討下さい。

以 上